

## 三島市低入札価格調査制度の運用基準

平成13年2月28日 決裁  
平成18年7月14日 改正  
平成20年10月1日 改正  
平成24年4月10日 改正  
平成26年4月1日 改正  
平成27年4月1日 改正  
平成28年4月1日 改正  
平成29年4月1日 改正  
平成29年11月29日 改正  
令和元年9月27日 改正  
令和2年3月26日 改正  
令和3年4月1日 改正  
令和4年10月1日 改正

### (運用基準の要旨)

この運用基準は、三島市における工事及び製造の請負契約（以下「契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下これらの入札を「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項の規定に基づき最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合における取扱その他の必要な事務手続きについて定めるものとする。

### (取扱及び事務手続き等)

#### 1 対象建設工事

予定価格が5千万円以上の建設工事及び総合評価落札方式の適用を受ける建設工事を対象とする。ただし、予定価格が5千万円未満の建設工事であっても、三島市建設工事等業者資格審査委員会が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

#### 2 調査基準価格の設定

(1) 本調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合に合っては、予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 予定価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。

(3) 特別なものについては、(1)の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とする。

### 3 事務手続き

#### (1) 調査基準価格の確定

入札執行者は、対象建設工事に係る請負契約を競争入札に付する場合は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、調査基準価格を算出し、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格〇〇〇円」と記載し、さらに当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「調査基準比較価格〇〇〇円」と記載する。

#### (2) 対象業者への周知

入札執行者は、公告（指名通知）の際、入札心得の条文を熟読することを入札参加者に促すとともに、入札執行の際下記の点を周知し、問題が発生しないように配慮する。

- ① 地方自治法施行令第167条の10第1項の適用があり得ること。
- ② 設定した調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- ③ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- ④ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

### 4 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札事務執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、当該入札を終了する。

### 5 調査の実施

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者、契約担当部長、契約担当課長、検査担当課長及び工事担当課長（以下「低入札価格調査会」という。）は、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由（必要に応じ入札価格の内訳書を徴する。）
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給の見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (9)の公共工事の成績状況
- (12) 経営状況 取引金融機関、保証会社等への照会
- (13) 信用状況 建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等

(14) 下請契約予定者名等

(15) その他必要な事項

6 調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置

入札執行者は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するものとする。

7 調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置

入札執行者は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

なお、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、5以降と同様の手続による。順次位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としていない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするものとする。

8 監査体制の強化等

調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 工事担当課長は、請負人が施工体制台帳を作成し、又は変更している場合には、請負人に対し、その提出を求めるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、請負人に対し、その内容について事情聴取その他の調査を行うものとする。

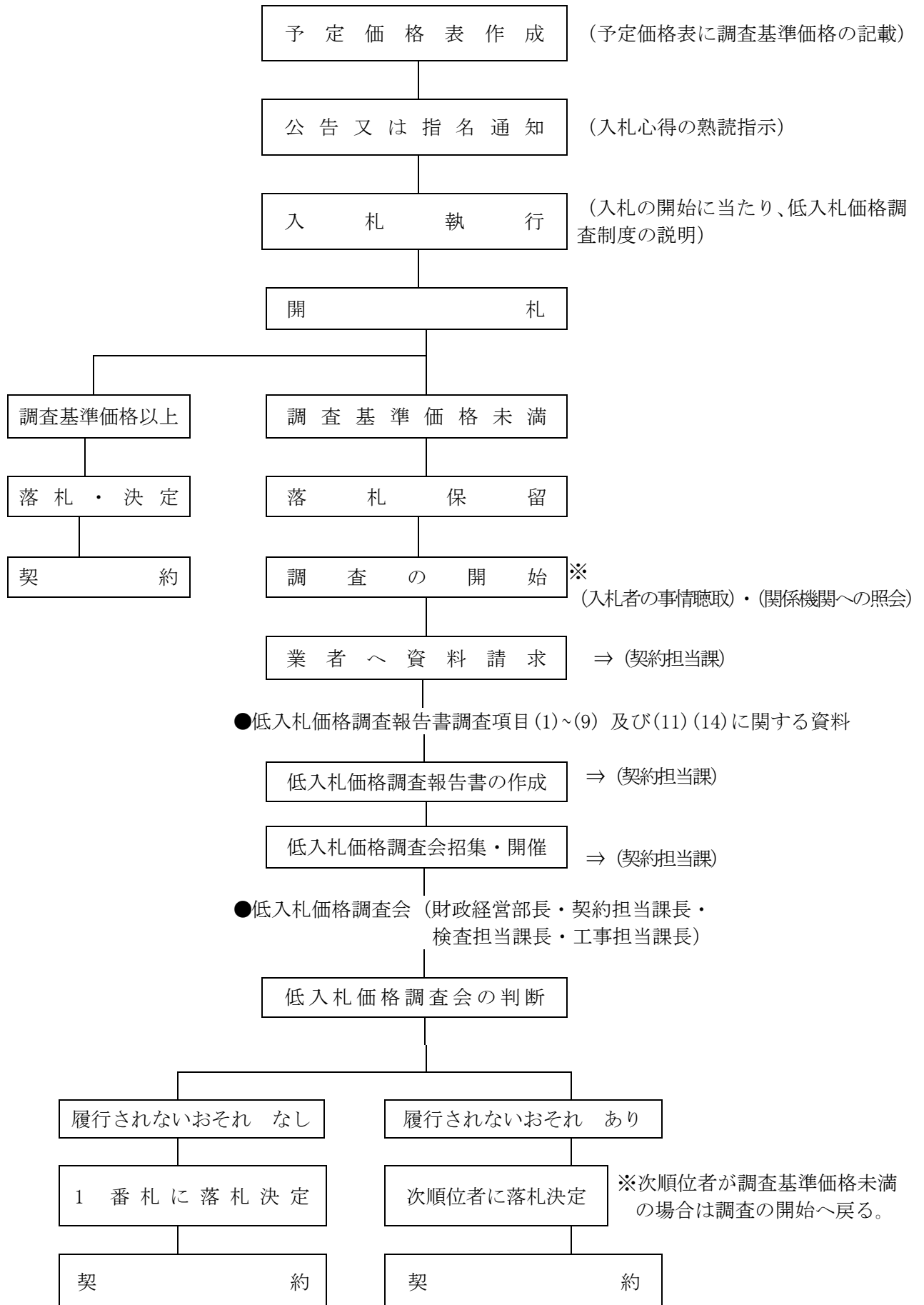
(2) 工事担当課長は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに当たり必要と認めるときは、請負人に対し、その内容について事情聴取その他調査を行うものとする。

(3) 当該工事の監督員は、設計図書に基づく検査等を入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び工程表の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を請負人から詳細に聴取するものとする。

9 閲覧に供する書面への特記

調査の結果、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に該当しないと判断され、当該調査対象者が落札した場合においては、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札結果表の写しに「低入札価格調査制度調査対象工事」と記載するものとする。

## 低入札価格調査の流れ



低入札価格調査報告書 (記入例)

建設工事名	年度			工事	
建設工事箇所	三島市		地内		
工事概要					
入札執行日	年 月 日				
調査対象業者名					
入札価格	※A	契約予定価格	※A×1.10		
入札書比較価格	※B	予定価格	※B×1.10		
調査基準比較価格	※C	調査基準価格	※C×1.10		
調査項目	(1) その価格により入札した理由	※ 業者から提出された理由書により記載			
	内訳書審査		業者内訳 (A)	入札書比較価格(B)	(A)／(B)
	直接工事費				%
	共通仮設費				%
	諸経費	現場管理費			%
		一般管理費			%
	合計				%

調	(2) 契約対象工事付近における手持工事の状況	※ 業者に資料請求 (県内における、事業費が一定金額以上の工事名、工事箇所及び工期)
	(3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況	※ 業者に資料請求 (県内における、事業費が一定金額以上の工事名、工事箇所及び工期)
	(4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連 (地理的条件)	※ 業者に資料請求 (記載例) 事業所 町 工事箇所より km 倉庫 町 工事箇所より km 重機置場 (資材置場) 町 工事箇所より km
	(5) 手持資材及び仮設材等の状況	※ 業者に資料請求 (記載例) 足場、バリケード等手持ちの仮設材に余裕がある
項	(6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係	※ 業者に資料請求 (記載例) 長年にわたる取引業者であるため、安価での供給が可能
	(7) 手持機械数の状況	※ 業者に資料請求 (当該工事に活用できる機械)
	(8) 労務者の具体的供給の見通し	※ 業者に資料請求 労務者の数 { 常雇 人 臨時 人
目	(9) 過去に施工した公共工事名及び発注者	※ 業者に資料請求 (県内における、事業費 30,000 千円以上の工事で過去 3 年間の実績)
	(10) 経営内容	※ (13)による

調 査 項 目	(11) (9) の公共工事 成績状況	※ 業者に資料請求			
	(12) 経営状況	取引金融機関	銀行 支店	問題 有・無 / 日照会	
		保証会社へ照会	保証	問題 有・無 / 日照会	
	(13) 信用状況	建設業法違反の有無	※ 交通基盤部建設支援局建設業課等に照会		
		賃金不払の状況	※ 交通基盤部建設支援局建設業課等に照会		
		下請代金の支払遅延状況	※ 交通基盤部建設支援局建設業課等に照会		
		その他			
(14) 下請契約予定者 名簿等	※ 業者に資料請求 (工種ごとに記載)				
(15) その他必要な 事項	※ 業者に資料請求 配置予定の技術者等 (現場代理人・主任技術者等を記載)				
総合的意見等	※ 調査会の意見等				